

緊急事態宣言に伴う 保育所等への登園自粛のお願い

日頃より、新型コロナウイルス感染拡大防止にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの緊急事態宣言の対象地域に埼玉県も指定されております。

これに伴い、本市公立小中学校等においても臨時休業期間を緊急事態宣言の終了予定日である5月6日まで延長されました。

このことから、これまでお願いしている登園自粛の実施期間について、以下のとおりお知らせいたします。

登園自粛期間が長期に渡っており、保護者の皆様にはご負担をおかけしていることと存じますが、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解賜りますようお願いいたします。

○登園自粛期間について

登園自粛期間は、緊急事態宣言終了日の5月6日までといたします。

※ 新型コロナウイルス感染の状況によっては更なる延長を行う場合があります。

○保育所等の休園について

保育所等の休園は現時点では実施いたしません。法令に基づく休園要請や保育所等で新型コロナウイルス感染が発生した場合等、今後の状況によっては休園となる場合がございますので、予めご了承ください。